

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けを希望される方へ

1 貸付対象者

下記のいずれにも該当する方が貸付対象となります。

- ①ひとり親家庭の親で、高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方
- ②原則として高知県内に住民登録している方で、養成機関修了後、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

※専門実践教育訓練給付金との併用はできません（入学準備金）

※自立支援教育訓練給付金との併用はできません（入学準備金）

2 貸付けの内容

（1）貸付額

- ①入学準備金：貸付上限額 50 万円以内
- ②就職準備金：貸付上限額 20 万円以内

（2）貸付対象となる経費

①入学準備金

- ・養成機関に支払う入学金、教材費
 - ・参考図書、学用品
- など

②就職準備金

- ・就職によって転居が伴う場合における転居費用
 - ・転居先に賃貸物件の借上げに伴う礼金や仲介手数料
 - ・就職にあたり必要となる被服費
 - ・通勤に要する移動用自転車等の購入費
- など

3 貸付申請書類

貸付申請時には下記書類をすべてご提出ください。

(※申請時、下記をチェックリストとしてご使用ください)

- ①貸付申請書（第1－1号様式）
- ②身上調書（第2号様式）
- ③高等職業訓練促進給付金交付決定通知書の写し
- ④住民票（申請者）
- ⑤所得証明書（連帯保証人）
- ⑥個人情報取扱業務概要説明書（貸付申請者及び連帯保証人）
- ⑦養成機関の修了書の写し（「就職準備金」申請時）
- ⑧資格証明書の写し（「就職準備金」申請時）
- ⑨その他必要と認められる書類
 - * 借入れしたい資金の根拠となる書類（金額が確認できるもの）
 - * 内定通知書や雇用契約書等、就職が証明できる書類（「就職準備金」申請時）

4 返還の免除

次のいずれかに当てはまる方は貸付金の返還免除申請をすることができます。

- (1) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事したとき

※業務に従事する区域は限定しない

- (2) 取得した資格が必要な業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡又は心身の故障により業務ができないとき

※取得した資格が必要な業務に従事しなかった等の場合は、貸付額の返還が必要となります。

○問い合わせ先

社会福祉法人高知県社会福祉協議会／福祉資金課

〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1

高知県立ふくし交流プラザ

TEL 088-844-4600（平日8:30~17:15）